



必要な方に
相談支援が届いている？

令和6年 3月末 現在	障害者(セルフ率:10%以上)	
	市区町村名	セルフ プラン率
1	八王子市	49.10%
2	町田市	41.30%
3	文京区	39.60%
4	稲城市	35.70%
5	足立区	35.30%
6	府中市	34.50%
7	調布市	32.60%
8	八丈町	32.30%
9	日野市	28.70%
10	多摩市	28.40%
11	国立市	27.50%
12	神津島村	27.30%
13	世田谷区	25.90%
14	江東区	25.80%
15	葛飾区	25.10%
16	小金井市	22.20%
17	台東区	19.10%
18	北区	17.90%
19	新宿区	17.70%
20	板橋区	15.10%
21	三鷹市	14.10%
22	江戸川区	13.40%
23	千代田区	11.50%

令和6年 3月末 現在	障害児(セルフ率:50%以上)	
	市区町村名	セルフ プラン率
1	新島村	100.00%
2	多摩市	91.90%
3	墨田区	91.80%
4	新宿区	91.60%
5	日野市	86.80%
6	八王子市	84.60%
7	千代田区	83.60%
8	府中市	82.50%
9	町田市	81.20%
10	稲城市	79.00%
11	台東区	77.20%
12	国立市	74.60%
13	大田区	74.20%
14	豊島区	71.10%
15	足立区	69.90%
16	目黒区	67.20%
17	調布市	65.60%
18	江東区	64.30%
19	西東京市	60.30%
20	板橋区	58.80%
21	文京区	56.40%
22	世田谷区	56.10%
23	中央区	51.90%

■ 計画相談支援

61市区町村のうち、セルフプランの割合が**10%以上**ある自治体が23自治体(37%)ある

(区部:11/市部:10/島嶼部:2)

上記23自治体のうち、基幹Cが未設置は**6自治体**

■ 障害児相談支援

61市区町村のうち、セルフプランの割合が**50%以上**ある自治体が23自治体(37%)ある

(区部:13/市部:9/島嶼部:1)

上記23自治体のうち、基幹Cが未設置は**6自治体**

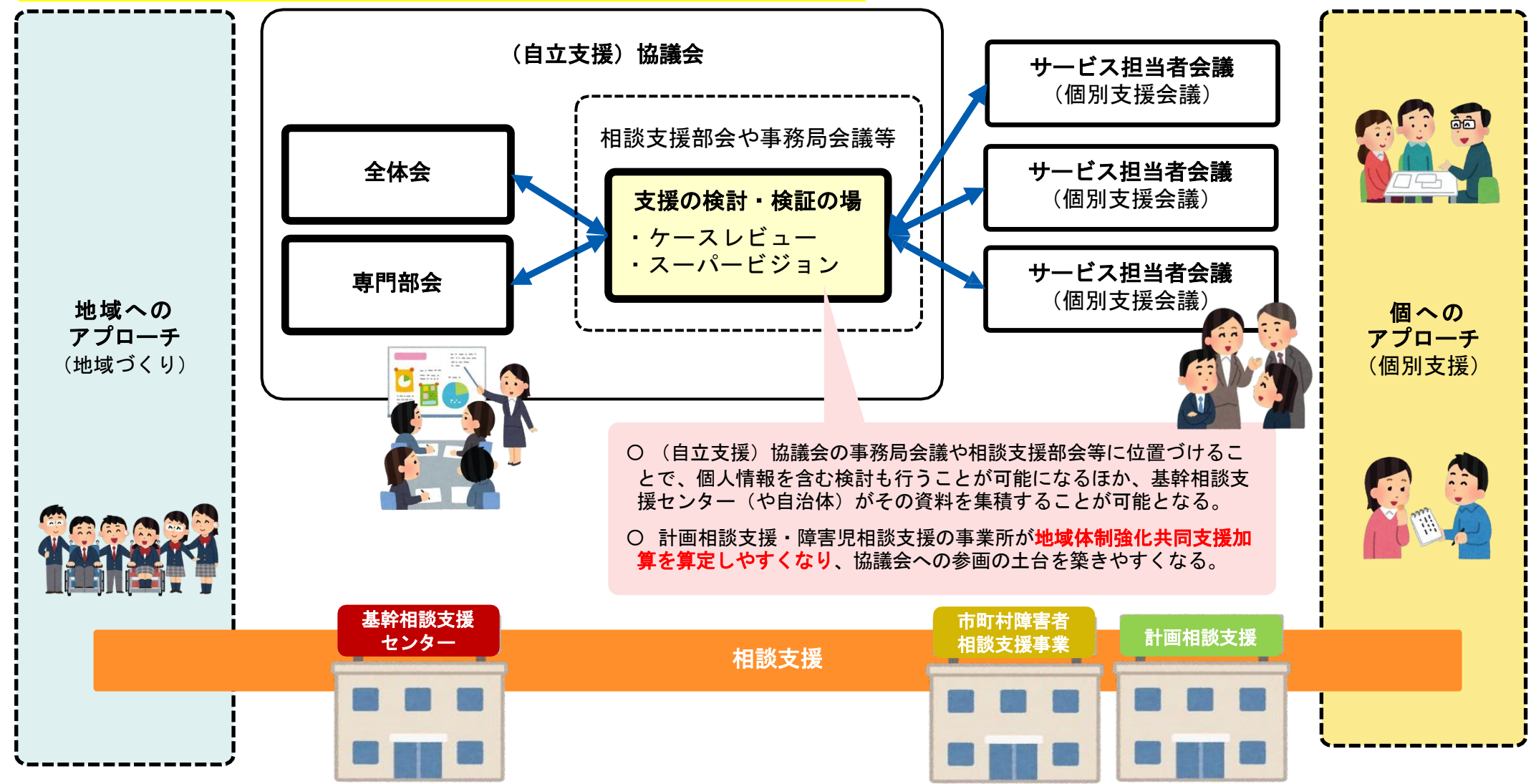
■ 希望する方に相談支援が届かないと…

- 1)地域づくりに着手できない
- 2)相談支援の質が上がらない
- 3)結果、権利を擁護できない

地域の相談支援体制の強化に向けた取組みと地域づくり（イメージ）

個別の支援が網羅されていない状況では、
見落とされている課題が潜んでいる可能性が高い。

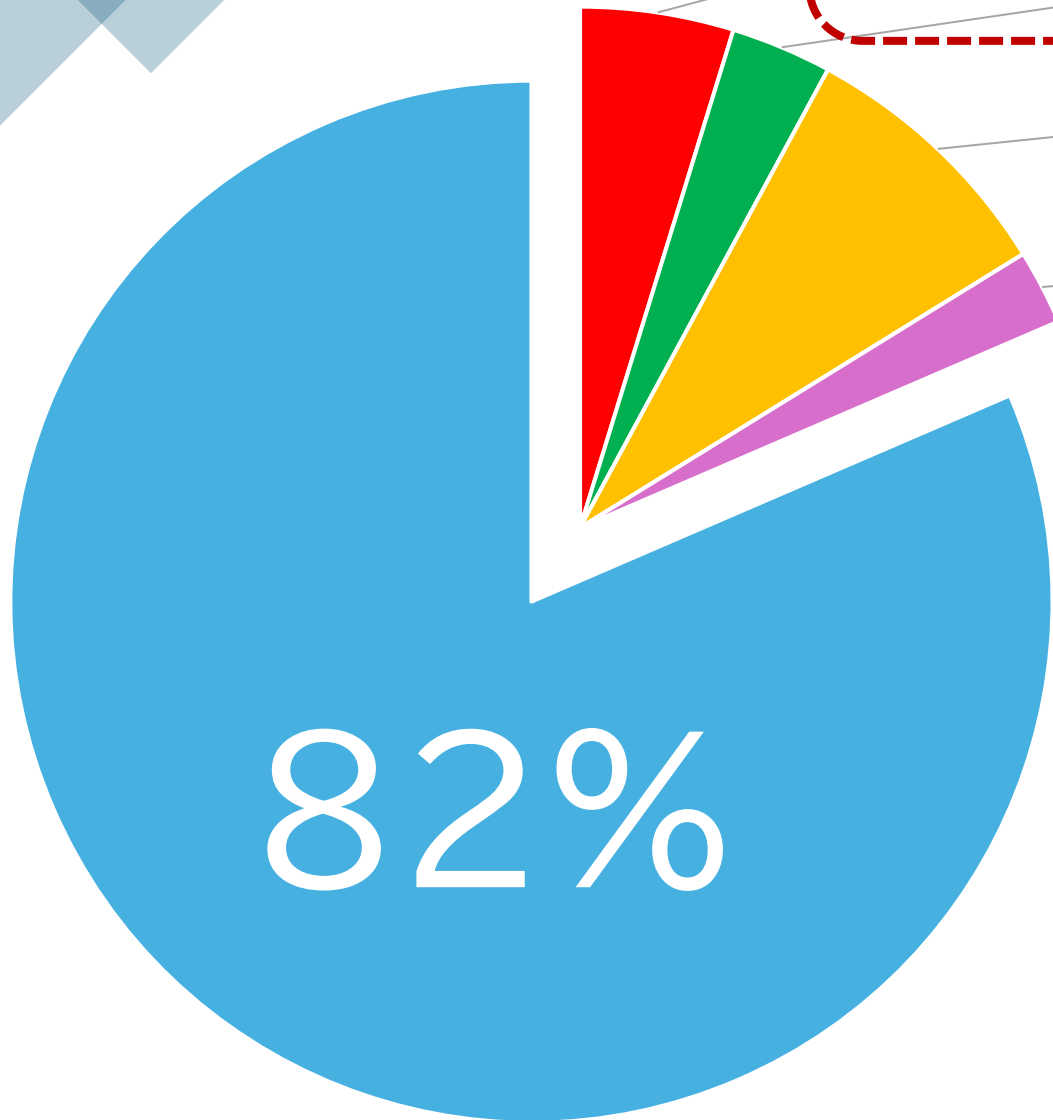
本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、
正確性を期したものではない。





しかしながら・・・

東京都の相談支援事業所



機能強化ⅠとⅡを合わせても
1割に満たない危機的な状況

- 機能強化Ⅰ 常勤かつ専従: **4名**以上他
- 機能強化Ⅱ 常勤かつ専従: **3名**以上他
- 機能強化Ⅲ 常勤かつ専従: **2名**以上他
- 機能強化Ⅳ 専従: 2名以上うち、
1名は常勤の現任研修了者
- 機能強化なし

複数人体制を確保できない弊害→質が上がらない

岡部正文@ソラティオ(2024)

一人事業所の場合

比較する職員がいない

- ・自己完結しやすい
- ・自己満足しやすい

相談する職員がいない

- ・各種情報を得にくい
- ・困りごとを抱え込みやすい
- ・緊急時に対応しにくい

職員複数配置の場合

比較できる職員がいる

- ・他職員の良い点を真似できる
- ・他職員の情報を共有できる
- ・他職員の専門性を活用できる

相談できる職員がいる

- ・愚痴を言いあえる(支持)
- ・困りごとを相談できる
- ・緊急時に協力を得られる

優秀な管理者がいる場合 優秀な主任が配置されている場合

効果・効率的な業務方法等について指導を受けられる

- ・対応が困難な事例を相談できる
- ・最新の情報を得やすい
- ・日常的な事例検討で腕が上がる
- ・地域課題の視点が磨かれる
- ・地域づくりに参画できる
- ・業務効率が上がり収益が増える
- ・増収の結果、外部研修に出やすい

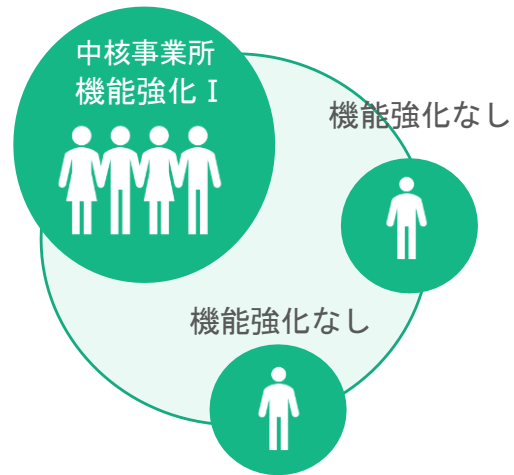
主任や基幹がすべきこと...

- ①基本報酬や加算の意味と理解を促す ②協働型の意味と理解を促す ③良質な相談支援体制を整備する

複数の相談支援事業所による協働型の例示（3パターン）

パターン①

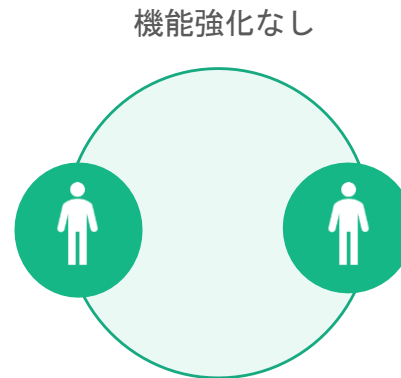
「地域の中核事業所」と
複数の「一人事業所」



機能強化 I

パターン②

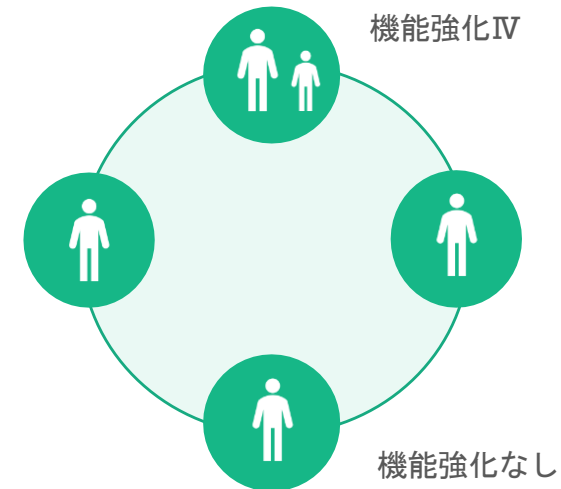
「一人事業所」（2事業所）



機能強化 III

パターン③

「一人事業所」（4事業所）



機能強化 I

「相談支援事業の複数事業所による協働モデル」（2022.5 NSK政策委員会）

基幹相談支援センターについて(法改正に関すること)

※令和6年4月1日施行

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。

※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。

- ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

新 ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

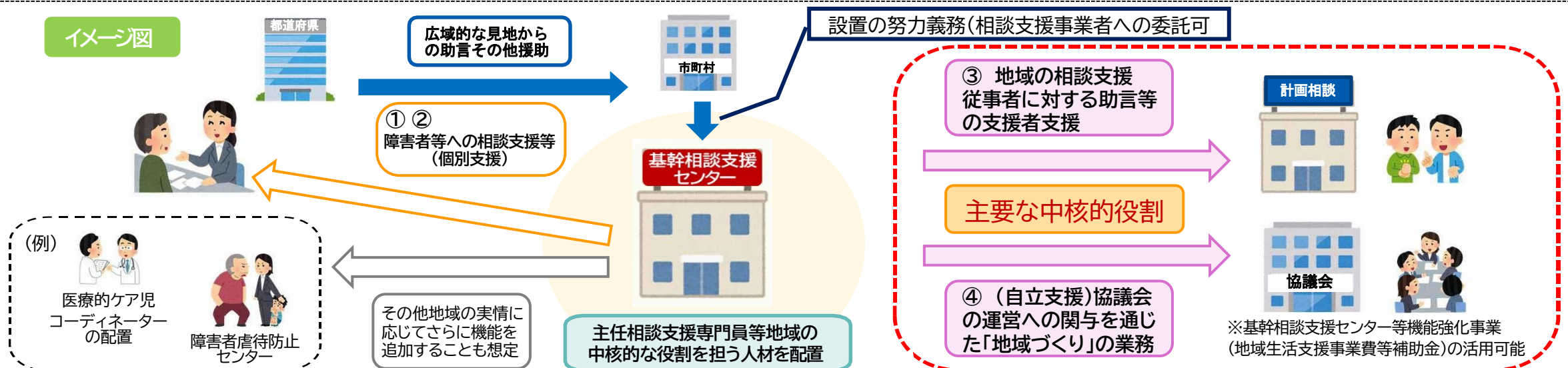
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

新 ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務 (法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

③④が主要な
「中核的な役割」

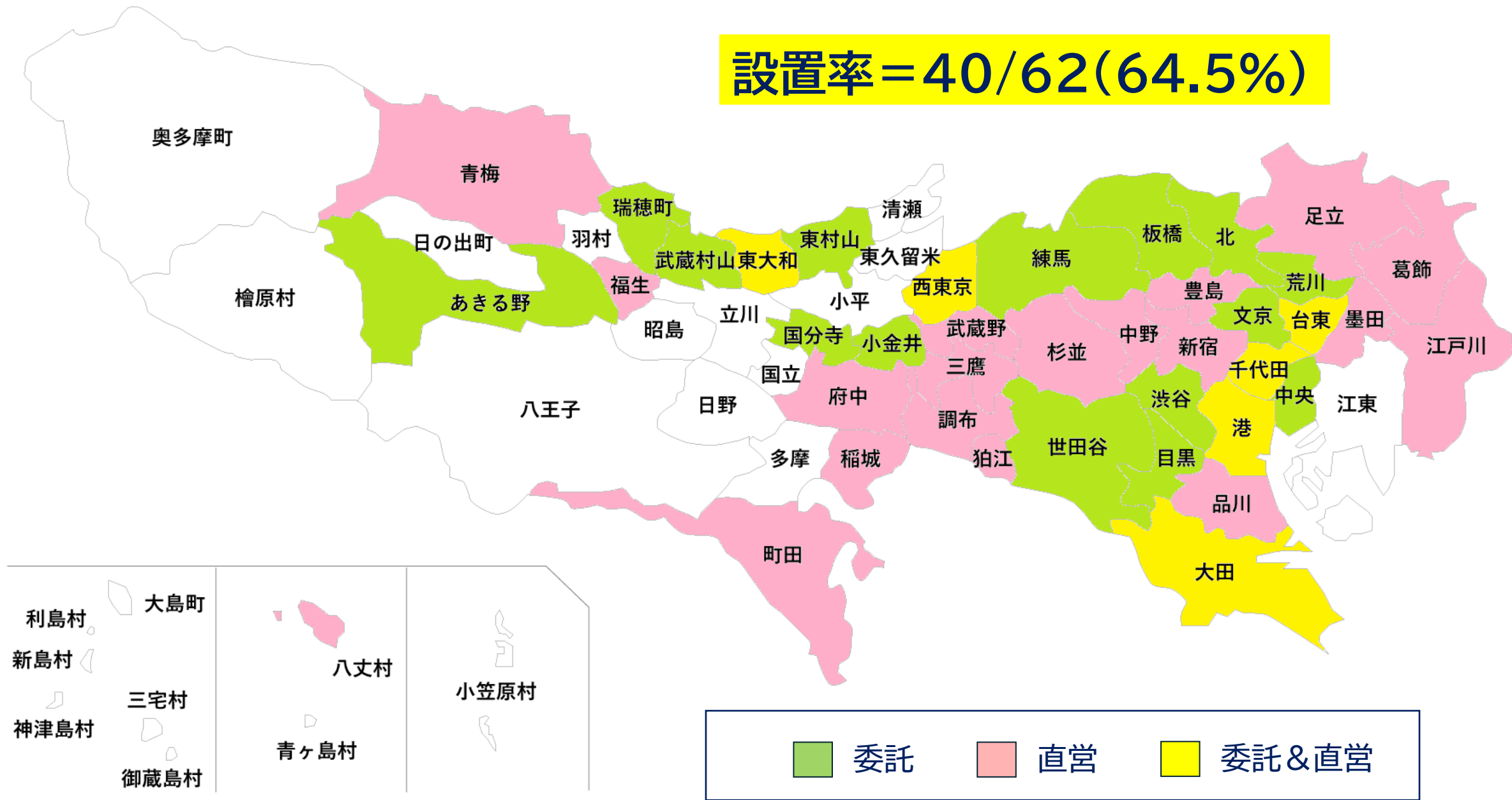
※また、都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項)

新



東京都内_基幹C設置一覧図(令和7年3月31日時点)

設置率=40/62(64.5%)



アドバイザー事業でうかがった声・声・声・・・



設置前

基幹設置に向けて何から手をつけたらいいか？分からず困っています。

基幹センターを委託できる事業所や人材の確保に困っています。

3層構造の整理に困っています。
(1層:計画/2層:委託/3層:基幹)

基幹Cに配置する職員が即戦力になるための方策を教えてください？

設置初期

基幹Cが計画相談と良好な関係を構築するためにはどうしたらいいでしょうか？

地域診断シートに入力してみましたが、読み解き方が分かりません。

地域の主任(相談支援専門員)に協力を得るためにはどのようにしたらいいでしょうか？

設置中期

相談支援連絡会を見直したいのですが、どうしたらいいのでしょうか？

困難事例の対応はどのようにしたらいいのでしょうか？

計画相談の計画書やモニタリング記録の質が低いのでどのように質の向上を図ればいいのでしょうか？

これから発生するであろう声(推測) ☹️

設置前

基幹設置に向けて何から手を付けたいのか？分らず。

基幹センター
人材の確保

3層構造の
(1層:計画/委託)

基幹Cに配置する職員
なるための方策を教えてください。

技術

価値

知識

設置初期

基幹Cが計画相談と良好な関係を構築するためにはどうしたらいいでしょうか？

ートに入力してみま
方が分らないです。

の主任(相談支援専門員)に協
を得るためにはどのようにしたら
いいでしょうか？

技術

価値

知識

設置中期

相談支援関係を見直したいのです
でしょうか？

の事例の
しよ

のモニタリング
のよう
いでしょうか？

今後

事例検討が上手くいかない。
事例検討ができる人材がいない。

モニタリング検証をどのようにした
らいいでしょうか？

個別の事例から地域課題を解決する
ための方法が分からない。

児童、医療、教育、司法等との関係機
関連携の方法が分からない。

協働型の相談支援事業所を推進する
方法が分からない。

価値や知識に関する課題

技術に関する課題

アンケート結果(参考:回答数31ヶ所)

体制強化に関する活動

課題

